

様式 3-2-1 号

(貸付けの相手方向け)

※機構関連事業に取り組む機運が高い地域の場合

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいいます。）は、農業経営の規模拡大、利用する農用地の集団化、農業への新規参入の促進を目的に、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構が貸付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠排水等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業実施地域については、県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。
なお、事業が実施される際には、事前に事業説明会等が開催されますので、借受者の知らない間に事業が行われることはありません。

○ 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無に関わらず、機構が農用地等を貸し付けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。